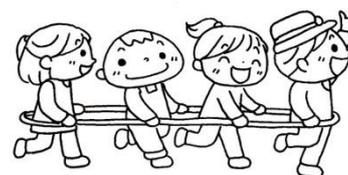


幼稚園・保育所等利用申込みのてびき

幼稚園・保育所等（幼稚園、認定こども園（教育部分）、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育）に入所を希望される場合の利用申込みに関するご案内です。



利用を希望される幼稚園・保育所等については、事前に必ず

施設を見学していただき、保育方針や保育内容などをご確認のうえお申込みください。

○お問い合わせ先○
有田町役場 子育て支援課
☎0955-25-9200

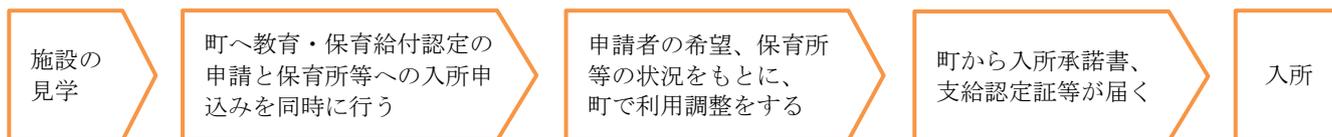
■教育・保育給付認定について

幼稚園・保育所等の利用を希望する場合は、町から利用のための「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保護者の状況によって3つの認定区分に分けられます。幼稚園又は認定こども園（教育部分）を利用するためには、1号認定を受ける必要があります。保育所等を利用するためには、2号または3号認定を受ける必要があります。認定後、お子さんが満3歳になり3号認定から2号認定へ変わる際は、町で認定の変更を行います。

※年齢別のクラスについては当年度の4月1日時点の年齢で判断します。



■入所までの流れ



○提出期限：途中入所の場合→町内園は2か月前の20日締切、町外園は3か月前の20日締切となります。

※20日が土日祝日の場合は、前日が締切となります。

※4月入所の場合は認定事務などが集中し審査に時間を要するため、認定結果は入所承諾書と併せて（認定こども園及び地域型保育は支給認定証のみ）1月中旬以降お送りします。

■申込み方法について

入所を申込みの際は、**次の書類を全て揃えて、子育て支援課へ提出してください。**

なお、必要な書類は、子育て支援課、住民環境課、東出張所、町内各保育所・認定こども園に準備しています。

☆全ての方が提出する書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼入所申込書

※個人番号（マイナンバー）の記入が必要となりますが、子どものための教育・保育給付の支給に係る対象事務のみに利用し、それ以外の利用目的では利用しません。

②保育を必要とする事由を証明する書類（父母の分が必要です。）

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	<input type="checkbox"/> 就労（予定）証明書 または <input type="checkbox"/> 自営申立書
親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書 <input type="checkbox"/> 次の①～③のいずれか ①診断書 ②介護保険被保険者証の写し ③手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書 <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写しなど <input type="checkbox"/> 授業の時間が分かるカリキュラムの写し（時間割表など）
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日がわかるページ）
保護者の疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書 <input type="checkbox"/> 次の①②のいずれか ①診断書 ②手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書 <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し
育児休業取得時に既に保育を利用している子の継続利用	<input type="checkbox"/> 就労（予定）証明書 ※産前・産後休暇、育児休業期間欄に期間が明記されていること。
その他	<input type="checkbox"/> 町が必要と認める書類

■受付時の確認について

申込書提出の際は、正しい個人番号であることの確認「番号確認」と番号の正しい持ち主であることの確認「本人確認」が必要となりますので、下表の書類を一緒にお持ちください。ご協力をお願いいたします。

■番号確認

保護者（申請者）の①～③のいずれか

- ①個人番号（マイナンバー）カード
- ②通知カード
- ③マイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書

■本人確認

※来庁される方（書類を持参される方）の①～③のいずれか

- ①個人番号（マイナンバー）カード
- ②運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、その他官公署発行の**顔写真付き**身分証明書
- ③上記①または②がない場合は、健康保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、その他官公署発行の身分証明書から
2つ

■保育を必要とする事由

2号・3号認定を受けるためには、保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	入所が可能な期間	保育の必要量
就労（自営業、農業等を含む）	就労している期間	保育標準時間/保育短時間
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護が必要なくなるまで	
就学（職業訓練を含む）	最終通学日が属する月の末日まで	
妊娠・出産	出産予定月の前2か月と産後8週目の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
災害復旧	災害復旧が終了するまで	
虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間	
保護者の疾病、障がい	疾病等が回復するまで	保育標準時間/保育短時間
求職活動（起業準備を含む）	90日を経過する日が属する月の末日まで（年度内、3カ月のみ）	保育短時間
育児休業取得時に既に保育を利用している子の継続利用	最大で、育児休業対象児童が1歳に達する日の属する年度の末日まで	
その他、保育が必要であると判断できる場合	必要と認められる期間	保育標準時間/保育短時間

※育児休業中の新規入所申込みは、ご家庭において保育が可能であるため申請できません。

※育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の翌日以降です。

※父母ともに求職活動の場合は、保育を必要とする事由として認められません。



■保育を利用できる時間

保育を必要とする事由によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
 父母の保育の必要量が異なる場合、保育短時間での認定となります。

保育の必要量	保護者の就労などの時間	保育の利用時間
保育標準時間	月 1 2 0 時間以上	1 日 最長 1 1 時間
保育短時間	月 5 2 時間以上 月 1 2 0 時間未満	1 日 最長 8 時間

<保育の利用時間のイメージ例>

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
延長保育	保育標準時間 (11 時間)				延長保育
延長保育	保育短時間 (8 時間)			延長保育	

※「保育標準時間」と「保育短時間」の設定や延長保育の時間などは各施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

※保育の利用時間を超えた利用は、延長保育となり別途利用料金が発生します。

※なお、認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの育成上の配慮の観点等から、保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いいたします。



■こんなときには届出が必要です!!

申込後、申請内容が変更となった場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」に
 証明書類を揃えて町に提出し変更手続きを行ってください。

なお、認定の変更は毎月 20 日締切で、翌月からの適用となりますのでご注意ください。

***20 日が土日祝の場合は、前日が締切となります。**

●勤務状況に変更があったとき

- 例) ・転職した ・勤務先は変わらないが、勤務時間や勤務日数が変更になった
 ・就労していたが、出産のため産前休暇に入る ・求職活動中だったが、仕事が決まった
 ・就労していたが、仕事を辞めて別の仕事を探す

●家庭状況に変更があったとき

- 例) ・引っ越しした ・離婚、結婚した ・祖父母と同居する

●児童や同居者が障害・療育手帳等を取得したとき

●修正申告などで、税額に変更があったとき

●町外へ転出する・退所する場合は、事前に「退所届」を町に提出してください。



※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。
 詳しくは「ぴったりサービス」でご検索ください。

■希望保育施設の見学・見学

保育方針や内容、設備、雰囲気などは、保育施設によってかなり違います。その場の雰囲気は直接、肌で感じないとなかなかわからないものです。実際に自分の目で見て、不明な点があれば質問して確かめることがとても重要です。施設の受入年齢、開所時間、延長保育の時間などは必ず確認して、希望の保育施設を選択してください。

また、職場と家との移動手段や時間を確認すること、普段の送迎だけでなく、雨天の場合や緊急の場合の送迎方法についてもイメージしておきましょう。

申込前に必ず各保育施設に直接連絡し、見学のための日程調整をして、お子様と一緒に見学をしてください。

■障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様

障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様の受け入れは、「集団保育が可能であること」を条件としています。ただし、クラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。

入所を希望される場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

また、よりよい保育を利用していただくため、**申込前に必ず希望されている全ての保育施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可否を確認してください。**

■食物アレルギー等により制限される食物があるお子様

食物アレルギーなどにより制限される食物がある場合には、基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、在園しているお子様のアレルギー対応の状況等により、受入ができない場合があります。(保育施設により受け入れ状況が異なります)

また、よりよい保育を利用していただくため、**申込前に必ず希望されている全ての保育施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可否を確認してください。**

■利用者負担額等について

保育料は、保護者の市町村民税額とお子さんの年齢（当該年度の4月1日現在の年齢）及び保育の必要量により算定します。**ただし、父母の収入がいずれも103万円未満の場合は、同居の祖父母など最も収入の多い方の市町村民税額を算入し決定します。なお、転入等で所得の確認ができない場合は、1月1日時点の住所地で所得課税証明書を取得してもらうことがあります。**

また、幼児教育・保育の無償化により、**保育所等を利用する2号認定（3歳児～5歳児クラス）のお子さん**と、**3号認定（0歳から2歳児クラス）で市町村民税非課税世帯のお子さんの利用料（保育料）は、無料となります。ただし、無償化に伴い、これまで利用料（保育料）に含まれていた2号認定（3歳児～5歳児クラス）の副食費（おかず・おやつ等）については、実費負担となります。**

毎年9月が、利用者負担額/副食費負担（有無）の切り替え時期です

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく	当年度の市町村民税額に基づく
----------------	----------------

【保育料の軽減について】

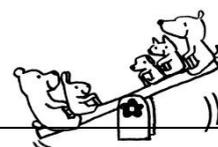
対象世帯	世帯の市町村民税 所得割課税額	保育料
多子世帯	57,700円以上	保育所等を利用している小学校就学前の最年長者を第1子と数え、第2子半額、第3子以降無料
	57,700円未満	お子さんの年齢に関わらず、最年長者を第1子と数え、第2子半額、第3子以降無料
ひとり親世帯等	77,101円未満	お子さんの年齢に関わらず、最年長者から数えて、第1子半額、第2子以降無料

【副食費免除の対象について/2号認定】

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村税所得割課税額57,700円未満（ひとり親世帯等に限り77,101円未満）の世帯、第3子以降のお子さん

※ひとり親世帯等とは、「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児（者）を有する世帯」をいいます。

※なお、各保護者あてに副食費免除のお知らせ（免除あり/なし）の通知を送付いたします。



■保育料の納付方法

保育料の納付先及び納付方法は、利用する施設によって異なります。

利用する施設	納付先	納付方法
保育所	有田町	口座振替または納付書
認定こども園・地域型保育	各施設（事業者）	各施設へご確認ください

※留意事項（認定こども園・地域型保育の利用者は除く）

- 納期限は毎月、月末（月末が休業日の場合は翌営業日）です。期限内の納付をお願いします。
- 口座振替のお申込みは、希望される町内金融機関の窓口でお手続きください。
- 納付書でのお支払いの場合は、納付書裏面に記載の納付場所（金融機関の窓口、役場会計課、コンビニエンスストア、Pay Pay）での納付をお願いします。

こんなときどうするの？

Q：就労期間が3月31日までで、契約更新無の場合は、4月からの入園はどうなりますか？

A：求職活動（短時間）で、4月～6月までの入園としています。契約更新等により3月24日までに就労証明書及び認定変更届を子育て支援課に提出いただくと、4月から就労での入園に切り替えを行います。

（就労証明書は、就労予定でも記載できますので、就労先に記入できるかはご確認ください。）
なお、就労証明書等の提出された翌月からの変更となります。求職活動期間での利用で、延長保育を利用された場合は、別途、延長料金等がかかります。（詳しくは、園にご確認ください。）

（例：4月に就労証明書を提出 ⇒ 4月は求職活動・5月から就労での入園）

Q：求職活動中だったが、仕事が決まらない場合。

A：求職期間の有効期間は、年度内3カ月となっております。4月から活動での入園している場合は6月に就労証明書等の提出がなければ、退園となります。

Q：町外に転出を予定している場合で、引き続き利用希望の場合。

A：転出されると有田町での認定（入園）ができません。退園手続きをお願いします。

なお、転出後も引き続き利用希望の場合は、転出先で再度入園手続きが必要となります。

転出先での必要書類等は、事前にご確認をお願いいたします。

（早めに利用している園に、転出する旨をご相談ください。）

Q：3月末に有田町転入予定です。4月からの保育園の申込は、事前にできますか？

A：事前に、申込できます。子育て支援課まで、ご相談ください。

なお、3月末までに転入手続きがない場合は、取り消しとなります。

転入手続きがすまれましたら、必ずご連絡をお願いいたします。

*その他、ご不明な点については、子育て支援課 保育担当までご相談ください。

電話 0955-25-9200



障害者手帳等の見本

障害者手帳等に該当する手帳は、以下のとおりです。



- ① 身体障害者手帳
(手帳型の例)



- (カード型の例)



- ② 精神障害者手帳
(カード型の例)



- ③ 療育手帳
(カード型の例)